

NanoFrontier 株式会社における科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程

代表取締役制定
令和8年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、NanoFrontier 株式会社（以下「当会社」という。）の研究者が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を代表取締役と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を取締役と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を人事総務部長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を人事総務部長と定める。

(研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

開発本部 研究開発部（研究員）

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを代表取締役に提出するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、当会社の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

- 2 研究者は、研究成果の公表にあたり、科研費の支援を受けた旨を適切に表示するものとする。
- 3 当会社は、研究者の研究成果の公表を不当に制限してはならない。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを代表取締役提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは研究開発部（研究員）、補助金の経理管理等の事務は、経営管理本部が所掌する。

(法令等の遵守)

第9条 当会社及び当会社に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

- 1 この規程は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 令和 8 年 6 月 1 日改訂。